

## 司法院釈字第450号（1998年3月27日）\*

### 争 点

大学法第一一条第一項第六号及び同法施行細則第九条第三項の、各大学には軍事訓練室の設置と職員の配置を義務付ける規定は、憲法が保障する大学の自治に違反するか。

（大學法第十一條第一項第六款以及該法施行細則第九條第三項之，課予各大學設置軍訓室以及配置相關人員義務之規定，是否違反憲法所保障之大學自治？）

### キーワード

学問の自由（學術自由）、大学の自治（大學自治）

**解釈文：**大学の自治は、憲法第一一条に定めた学問の自由（講学の自由）の保障の範囲に属する。凡そ教育の自由、学習の自由に関する重要な規定は、ともに大学の自治の事項に属することは、すでに本院解釈380号により解釈され明確されたものである。大学は、上記の教育、研究に関する範囲内において、その内部の組織についてもある程度の自主的な組織権を享有するものである。各大学は、

その自主的な決定により、学生に軍事訓練、または看護といった課程を習得させる必要を有すると判断した場合、自ら課程に関連する組織を設置し、また法により適切な教育人員を招聘しうることである。但し、大学法第一一条第一項第六号及び同法施行細則第九条第三項の、各大学には軍事訓練室の設置と職員の配置を義務付けて、軍事訓練と看護に関する課程の企画及び教育を担当させるとの強制

---

\*翻訳者：李仁森

的な規定は、憲法が保障する大学の自治の趣旨に違反するものであって、遅くとも本解釈が言い渡された日より、満一年の時にその効力を失るべきである。

**解釈理由書**：国家は大学の組織を健全にさせ、大学教育の宗旨が有利に実現させるために、法律で大学の内部組織の主要な構造を規定しうるが、憲法第一一条に学問の自由に関する規定は、学問の自由に対する制度的保障であり、大学の自治も当該条文が保障する射程範囲内にある。凡そ教授、学習の自由、教授の内容、学科と科目を選択する学生の自由等は、すべて大学の自治の事項に属することは、すでに本人解釈第 380 号により、釈明されたことある。大学は上記の教授、研究にかかる範囲内において、その内部組織についても、相当の自主的な組織権を享有すべきである。大学自身がある課程を設置する必要がないと判断した場合、法令がなおも当該科目に関連する企画及び教育組織の設置を強制するならば、憲法が保障する学問の自由と大学の自治の

趣旨に合わないことになる。もし各大学がその自主的決定により、学生に軍事訓練または看護の課程を習得させる必要を有すると判断すれば、自ら軍事訓練または看護の課程に関する単位を設置し、並びに法により、適切の教育人員を招聘しうるものである。ただ、大学法一一条一項六号及び同法の施行細則九条三項に、大学は軍事訓練室また人員を配置すべきであり、軍事訓練及び看護課程をめぐる企画と教育を担当させることは、大学の自主的な権限を配慮せず、前記に述べた憲法の趣旨に反するものである。本件解釈は、制度及び組織の調整にかかるものであり、暫定措置の実施期間を定める必要を有すると考える。そのため、上記の大学法及び同法の施行細則の規定は、本解釈が言い渡された日より、遅くとも満一年の時点にその効力を失すことになる。

大学法一一条一項一号から四号まで列挙された教務部、学生事務部、総務部、及び図書館は、大学の教育と研究を支援する必要な

ものであり、七号から九号までの秘書室、会計室は、大学の行政を補助する単位である。当法（大学法）は、これらを設置すべき内部組織であることは、憲法が保障する大学の自治の趣旨になお抵触するものではない。その他、大学が体育施設及びその活動を提供し以て学生の体格を健全させることは、固より必要なものであるが、体育の課程を開設するか、体育室を設置する必要を有するかについても、大学の自治の範疇にぞくするものであるので、同条一項五号の規定は、なお関連する機関により併せて検討・改善されるべきであり、併せてここで言明する。

本解釈は、蘇俊雄大法官、林永謀大法官によるそれぞれの補充意見書、陳計男大法官による部分反対意見書、董翔飛大法官による反対意見書がある。